

議事日程 (3)

平成29年9月20日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第41号 芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第42号 指定管理者の指定について
- 第3 議案第43号 町道の路線認定について
- 第4 議案第44号 平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第5 議案第45号 平成29年度芦屋町一般会計補正予算 (第2号)
- 第6 議案第46号 平成29年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第1号)
- 第7 議案第47号 平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- 第8 認定第1号 平成28年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第9 認定第2号 平成28年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について
- 第10 認定第3号 平成28年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第11 認定第4号 平成28年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第12 認定第5号 平成28年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第13 認定第6号 平成28年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第14 認定第7号 平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第15 認定第8号 平成28年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第16 議案第48号 国民宿舎空調等改修工事 (機械設備その1) 請負契約の締結について
- 第17 発議第4号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書について
- 第18 議案第49号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

---

【出席議員】 (12名)

- 1番 内海 猛年      2番 松岡 泉      3番 今田 勝正      4番 刀根 正幸
- 5番 妹川 征男      6番 貝掛 俊之      7番 田島 憲道      8番 辻本 一夫

9番 川上 誠一    10番 松上 宏幸    11番 横尾 武志    12番 小田 武人

---

【 欠 席 議 員 】    (なし)

---

【 欠 員 】            (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉        書記 中野 功明        書記 中山 理恵

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	藤崎隆好
企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也		

---

【 傍 聴 者 数 】    4名

---

○議長 小田 武人君

おはようございます。

会議に入ります前に、執行部より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。教育長。

○教育長 三樹 賢二君

おはようございます。9月8日、松岡議員よりPCB廃棄物処理についての一般質問に対して、学校教育課長より答弁をいたしました。その後9月13日に芦屋中学校の電気室内に高濃度PCB廃棄物、コンデンサがあることが判明いたしました。お詫び申し上げます。

詳細については、この後の全員協議会で報告いたします。大変御迷惑をおかけし、申しわけございません。

.....  
午前10時00分開会

○議長 小田 武人君

それでは会議を始めます。

ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

○議長 小田 武人君

お諮りします。日程第1、議案第41号から、日程第17、発議第4号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

皆さんおはようございます。それでは総務財政常任委員会の審査結果報告を行います。

総務財政常任委員会審査結果報告、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第41号、満場一致で原案可決。

議案第43号、満場一致で原案可決。

議案第44号、賛成多数で原案可決。

議案第45号、満場一致で原案可決。

議案第46号、賛成多数で原案可決。

認定第1号、賛成多数で認定。

認定第2号、賛成多数で認定。

認定第7号、賛成多数で認定。

認定第8号、満場一致で認定。

発議第4号、満場一致で原案可決。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

**○民生文教常任委員長 貝掛 俊之君**

報告第14号、平成29年9月15日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、貝掛俊之。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第42号、満場一致により原案可決。

議案第45号、満場一致により原案可決。

議案第47号、満場一致により原案可決。

議案第48号、満場一致により原案可決。

認定第1号、賛成多数により認定。

認定第3号、満場一致により認定。

認定第4号、賛成多数により認定。

認定第5号、満場一致により認定。

認定第6号、満場一致により認定。

以上、報告終わります。

**○議長 小田 武人君**

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....

平成29年9月15日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 松上 宏幸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「橋梁に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成29年9月15日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会委員長 貝掛 俊之

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成29年9月15日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成29年9月15日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会運営委員会委員長 横尾 武志

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

お尋ねいたします。

議案第44号、平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につ

いてという議案がございます。今回、競艇場の利益を建設改良積立と、利益積立にするという議案でございますけれども、この審査結果につきましては、賛成多数となっておりますので、審議過程、反対意見等があった場合の審議過程をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

お答えします。特段と意見はございませんけれども、採決の結果、賛成多数という形になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

委員長に御質問をいたします。

議案第44号、46号、認定第1号、認定第2号、認定第7号、これは全部賛成多数ということですが、賛成多数ということは、反対する意見があったのでしょうか。反対はどのような意見が出て反対されたのか。その中、これ全部ね、今44号はそういうことで。私は、44号と全部聞くわけにいきませんので。44号と認定第7号について、その反対者はどのような意見で反対されたのかお尋ねをいたします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

採決の時点では意見は出ておりません。皆さんそのまま採決して手を挙げていただいたという結果です。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

反対するのは、反対する何か確固たる意見があるんでしょうから。そういうのは審議はせんのですか。(発言する者あり) 終わります。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。

横尾議員が今、質問されましたけども、審議の段階ではそういった内容についての審議は全く行われなかったということで、よろしいんですかね。委員長にお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

その賛成か反対かはしましたが、その件についてどうだ、こうだという意見はございません。以上です。

○議長 小田 武人君

ほかに。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

意見は述べていいわけ。意見を述べていいんかね。質問をしていいんかね。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

反論するわけじゃない。委員会って何で委員会があるんですか。委員会に付託された。委員会でいろんな意見も出らんで、その賛成か反対だけで委員会を終わって、それで議会は済むんですかね。それはちょっと総務財政委員長にお伺いします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

私が言っているのは、この賛成か反対かの多数決を決めるときの意見はなかったということを行っています。

以上です。(発言する者あり)

○議長 小田 武人君

質疑は3回までとなっておりますので。よろしいですか。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

この議案第44号の件ですけど、先ほどからちょっと委員長答弁聞いていまして、本当に審議されたのかなと、私は思っていますし、やっぱりいろんな議案説明、質疑の中ではそれぞれ質疑応答があったと思うんです。その内容を聞きたいと思っています。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

日にちが何日だったかな、44号は。ちょっと審議済んだ後、かなり時間が経っていますので、私もそこら辺については、どういう意見があったとかいうことは記憶しておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

それは答弁になっていないと思いますが。考え方としては、例えば当期、年度末の残高が利益剰余金が17億2,000万出たと。これの積立額をどうするかという話だったと思うんですが、それに対して、その額がもうちょっとふやせとか、減らせとか、具体的に何かあったのではないかと私は思いますけど、どうですか。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

さっきも言っておりますように、特別そういう意見はございませんでした。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第1、議案第41号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第41号について、委員長報告のとおり、原案を可決すること

に賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第41号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第42号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第42号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第42号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第43号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第43号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第43号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第44号の討論を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。この議案第44号と認定第7号、日程第14にあります認定第7号については、関連いたしますので、この2つについては、まとめて反対討論をいたしたいと思っております。

議案第44号、平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分と認定第7号、平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定に反対意見といたします。

皆さん方も御存知のように、平成24年の9月議会において、芦屋町はボートピア勝山の無償譲渡契約書のもとに予算が、補正予算だったと思っておりますが、組まれました。無償譲渡契約書に基

づいて。無償譲渡契約書を見せてくださいということでしたけど、非開示のままの会議であったわけですね。それで私は、無償譲渡契約書を非公開にして競走事業会計を審議するなど無責任であると反対しました。なぜ、契約書を開示しないのかの問いに対しては、未来永劫開示しないであろうという意味合いの答弁だったんですね。当時、議会運営委員会のメンバーだけに対して開示していたことが判明しました。まさに差別そのものである。開示するよう要求しましたが、今なお、非開示にしており、議会軽視も甚だしく、何か疑惑を、何かきな臭いものを私は感じて今日までおります。したがってモーターボート事業に関する予算や決算、そして未処分利益剰余金の処分については、非開示した状況では議案に賛成しかねると。もう、あれから何年経つでしょうか。もう皆さん方にお見せしていいんじゃないですかということですね、反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第44号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第44号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第45号の討論を許します。

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第45号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第45号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第46号の討論を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この議案第46号、それに認定第2号、平成28年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金、決算の認定について関連しますので、反対討論といたします。

この議案第46号と認定第2号について反対ですね。平成27年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正と特別会計決算の認定、これ、ちょっと平成27年でなくて28年でした。新病院建てかえについて、町は町民の合意形成が十分になされたとは、私は今でも思っておりません。来年の3月にはオープンするようになっておりますが、まだまだ多くの町民の中からですね、疑問点を耳によくします。本当に経営が成り立つのかどうかとですね。また独法になることによって、先生やその看護師の方々が確保できるのかとか。いろいろ疑問点を私に聞かれます。ほかの議員さんもそういうことがあるのではなかろうかと思いますが。今回9月議会で一般質問もいたしました。先生は十分に確保できていないと。また看護師もそうやって辞めていく人も多いということであれば、本当に大丈夫だろうかというようなことを考えております。

町は93%の賛成アンケート結果を金科玉条として先に建てかえありきとの論法で進められてきました。私は住民投票条例を制定してはどうかと問題提起を3年前に行ったわけですけども、町長は「町民に一々問う必要はない、議会で決めればよい」との答弁でした。独法化することによって、議会として十分にチェック機能が果たされないのではないかというような心配があります。今、まさに町民置き去りの町政である。しかも町民の多くの願いであった院内薬局は取り入れることはない。まさに患者に寄り添う血の通った病院を目指すならば、薬局は院内薬局にすべきであったと。町民の合意形成が十分になされたとは言えません。そういう視点からですね、この議案と認定については、反対をせざるを得ないというふうに考えます。

以上、反対討論です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第46号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第46号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第47号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第47号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第47号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、認定第1号の討論を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

9番、川上です。

認定第1号、平成28年度芦屋町一般会計決算の認定についての反対討論を行います。

平成28年度の施策については、小学校への空調設備改修工事や後水住宅の建てかえ、タウンバス・循環バスの運行、護岸改修など教育環境の整備や生活支援などで評価できる点がありますが、次の点に看過できない問題があります。

1点目に歳入において、徴税の収入未済、つまり町民の税の滞納に対して滞納処分、差し押さえ等の件数が急激にふえている問題です。納税者との公平性を確保する意味でも滞納者には適正に法を適用し徴税することは必要なことです。税務においては、現在、徴収強化を基本に事務を執行しています。地方自治法により公務員には税などの徴収義務などが規定されています。しかし、払えるのに払わない人と払いたくても払えない人への対応は当然違ってしかるべきであります。滞納者のほとんどが生活困窮型の滞納です。他の自治体では生活の立て直しを支援しながら徴収を行う生活再建型の徴収対策を行っている自治体もあります。

滋賀県野洲市では、行政が住民をより過酷な状況に追いやってしまう。過酷な取り立てで生活そのものを壊しては本末転倒だ。まずは就労支援など生活を立て直す手伝いをしながら、納税を促していく。遠回りに見えても、そのほうが効率的でコストも少ないと住民に寄り添い、血の通った徴税事務を行っています。大幅な税収がなく、国からの交付税なども減少傾向が続く中、これまでの延長線上での考え方では、壁に突き当たるおそれがあります。徴税のあり方を見直すべきではないでしょうか。

2点目に、マイナンバー制度に関する予算が執行されていますが、芦屋町での個人番号カード交付枚数は1,347枚と1割足らずしか普及していない状況です。そもそも個人番号カードは身分証明書のほかに今のところ使い道はありません。むしろマイナンバー、顔写真、生年月日、

ICチップが一体となったカードを持ち歩くことのほうが紛失や盗難のリスクを高めます。国民も利便性や必要性を感じないため、カードの申請も1,000万件余りで頭打ちになっています。政府はカードの普及のために、コンビニで住民票が取れるとか、保育所入所の手続に使えるとか、売り込みに懸命になっています。また、買い物のポイントや図書館の貸し出し、健康保険証などとの連携も検討しています。しかし、利用対象を広げれば広げるほど個人情報には危険にさらされます。普及ばかりに力を入れる政府のやり方は、あまりにも無責任です。多くの住民の方が給与や年末調整等で勤務先からマイナンバーの提示を求められる場合もふえるため困惑しており、トラブルの発生も心配されます。マイナンバー制度は徴税強化と社会保障給付抑制を目的に、国が国民の情報を厳格に掌握することを狙った仕組みです。国民を監視する手段にされかねないことへの不安の声も強まっています。運用状況を徹底検証し、制度の見直し、中止へ踏み出すことが求められています。

3点目に福岡県介護保険広域連合に負担金補助及び交付金を執行していますが、介護保険制度の現実には高い保険料、利用料、その上必要な介護・福祉サービスが受けられない状況が生まれています。介護保険は介護が必要な人を社会全体で支え、介護の重度化を予防し、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように生まれた社会保障制度です。この介護保険制度の当初の趣旨に逆行する実態に利用者から悲鳴が上がっています。厚労省が給付費の削減を給付適正化の名で旗振りする中で、改悪に次ぐ改悪で、必要なサービスを高齢者は受けられなくなっています。これでは保険料を払っても介護保険が利用できないという保険あって介護なしの事態が一層激化し、高齢者介護が根底から破壊されかねません。高齢者と家族に苦難と犠牲を強いる介護保険制度の崩壊の加速を許すのではなく、安心・安全な介護保障に転換することが必要です。

以上のことから、一般会計の決算の認定に反対いたします。

**○議長 小田 武人君**

ほかにございませんか。妹川議員。

**○議員 5番 妹川 征男君**

妹川です。

認定第1号、平成28年度芦屋町一般会計決算の認定について反対をします。

この分厚い、主要な施策及び予算執行の概算書を見ながらですね、何点か反対討論をせざるを得ないなどというのがある中でですね、絞ってですね、4点ほど反対討論をいたします。

先ほど川上議員が言われましたマイナンバー制度導入に関してなんですが、平成27年10月から個人番号を記載した通知カードが住民に発送され、平成28年1月から個人番号カードの交付が始められていることは皆さん御存知です。芦屋町民のマイナンバーカード申請者は平成29年8月現在、1,400未満ですね。申請率は9.8%。町民にとってどれほどのメリットがある

のかなど。今、国は普及率を高めるために、各市町村の担当のほうにですね、指導をしておるみたいですが。

マイナンバー制度導入により、事務のソフト導入、情報セキュリティ強化事業、システム整備事業、事務などの変更により、個人番号カード印字システム保守などの新規事業の財政負担が非常に大きくて、国費3,000億円とも言われた大事業です。ちなみに、芦屋町を考えればですね、28年度の決算書によれば、総事業費、これ26年、27年、28年と予算が組まれているわけですけど、28年度決算によれば、総事業費は865万6,000円。そして、全て国の予算ではなくて、国の補助金額は361万、約ですね、みんな。したがって、差額の約503万8,000円は一般財源から支出しているんですね。なんか逆転しとるんやないか。国はやれやれと言いながら、360万円しか補助しなくて、町が500万円も一般財源からしている。これは私の決算書とか昨年、一昨年の決算書を見ながらやっておりますけれども。担当の方にも説明を聞きながらですね、しておりますので、若干の間違いがあるかも知れませんが。

したがって、26年度、27年度、28年度の社会保障・税番号制度システム及び個人番号カード関連事務・業務の総事業費はじゃあいくらかと。これを計算しますとね、7,515万円。7,515万円も使っているんですよ、芦屋町だけで。そして補助金は4,500万円。だから、じゃあ町からの財源としてどのくらい出ているかという約40%の3,000万円は一般財源から支出していることになります。なぜ、国はこのように自治体に負担を強いるのかと。何ら効果もあっているのかどうか分かりません。皆さん方も御存知のようにマイナンバーの個人番号は、人としての人格、尊厳を持つ人間につけた番号です。人としてのですね、人格・尊厳を持つ人間に対して国家が人々に番号で識別するなど許せません。12桁の番号は生涯変わらず個人のデータが蓄積され、個人情報と照合できる仕組み。個人情報が丸裸になりサイバー攻撃にさらされた場合、情報の漏洩、なりすまし詐欺などの危険性があるということはもうよく言われています。じゃあ何でこのようなお金を3,000億円相当かけながら、町の財政を強いるようなことをやるのかということの中ではですね、国は事務の合理化としていきますけれども、結局は電算化システム業者、ほとんどこれですね。そしてIT産業の利潤拡大に寄与するものと言われている。この金額から見てもそうなんです。そしてそのカードの事務手続については、トンネル予算としてですね、委託業者が丸もうけで、丸もうけと言いますか、それをやると。そういうことを私たちは、国の施策を何のためにこんなことをしているかということ、考える必要があるんじゃないかなと思います。そんな中、マイナンバー制度が憲法の保障するプライバシー権を侵害するという違憲訴訟が始まっています。国が押しつけた制度に自治体職員の中には、廃止、見直しすべきとの声もあると思うんですが、私たち議会としてはですね、やはりこのマイナンバー制度導入ですね、見直しを図る必要があるのではないかなという視点で反対討論をするわけです。

2点目は、あしや砂像展実行委員会補助金が2,000万円予算化され、そして決算書に出ておりますが、今。少子高齢化社会を迎えるに当たってですね、全ての町民にかかわる福祉とか、例えばタウンバスと巡回バスの増便を図るとか、教育など生活に直結した予算にすべきではないかと。そのことによって、町民の多くの方々にそういう効果がですね、あらわれるし、喜ばれるのではなかろうか。一過性のイベントは、町民の理解を得ているとは思えません。

3点目はですね、新病院建てかえについてですが。周辺道路変更に伴い、もともとあの道路は9,000万でできるはずだったんですが、1億8,000万円の増になっております。そういう私は計算をしたときに、そういうふうと考えております。また人件費、資材の高騰で合計5億5,000万円の増。結局、新中央病院の外周道路整備事業のずさんな計画、警察によってですね、変更を迫られたんでしょうけど、そういうことについては当然、初めからですね、わかっておかなければならない。信号機をつけるわけですから。そういうことをやっぱりずさんな計画ではなかったかと思えます。結局さまざまな増額によって、52億4,000万円と増額しております。また来年3月にオープンしても町民の理解が得られるのか、医師や看護師の確保と経営はうまくいくのか非常に危惧しているところです。

4点目ですけども、はまゆう公園周辺整備工事。これは釜風呂跡地のことですね。その工事を平成27年の6月議会、私、民生文教委員会におりましたが、そこで初めて青写真を見せてもらいました。元民生委員におられた方も初めてだと。そんな工事をするようになっていたのかと。みんなあきれておられました。釜風呂跡地の公園造成その1、まあ第1工程と言いましょか、3,000万円が一般会計予算に突如としてですね、提案されたわけですよ。そして、絵が、青写真が見せられました。私は反対しましたね。そして今度の28年度決算には、その2、その3として約6,000万円が計上され、総工費、結局1億円をかけて完成しております。私は毎日のようにあそこを通っているんですよ。私の散策道路としてですね、ちょうど我が家から15分で行きますから。どうでしょう、春、夏、今の時期ですね、あそこに駐車場に満杯になることも、まあ、たまにありますけど、ほとんどありませんし。今はあののりの面とかなんかはですね、きれいな芝を敷いてオープンしたんでしょうけど。今はもう草がですね、少しずつ、少しずつはびこってきております。いずれは、来年、再来年はですね、本当に草が生えて、いくだろうなというふうに思っております。この財源は、過疎債、借金であり10年間で返済するというものです。借金のツケと維持費を子や孫に回すべきではない。隣のはまゆう公園、愛の鐘設置に数千万円も費やし、さらに同じようなものを造成する必要はないではないかと。この大型の公園化は町民不在の事業と言わざるを得ない。また議会をないがしろにした大事業である。経済的効果はゼロと言っても過言ではありません。そういう意味でこの問題についてもですね、まさにこの一般会計の中においては、町民不在、住民不在、そして何でしょうかね、住民参画まちづくり条例の趣旨

に反するようなことが、本当多々ですね、あるのではないかということですね、一般会計予算については反対したいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第8、認定第1号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第9、認定第2号の討論を許します。

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第9、認定第2号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第10、認定第3号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第10、認定第3号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、認定第4号の討論を許します。川上議員。

**○議員 9番 川上 誠一君**

認定第4号、平成28年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定についての反対討論を行います。

福岡県後期高齢者医療広域連合の第5期保険料の軽減適用後の平均保険料は7万6,512円となっており、均等割額で全国1位、所得割率で2位、平均保険料額は全国第6位となっています。また、保険料滞納者に対する短期証への切りかえは2,506件、差し押さえは平成27年度実績で161件に上っています。低年金者の多い高齢者に、全国ワーストレベルの高い保険料により、払いたくても払えない状況が生まれています。以前の老人保健制度のときには保健証を取り上げることはありませんでしたが、今では差し押さえまで行う非情なものとなっています。もともと医療給付費は、公費で5割、現役世代からの支援で4割、高齢者からの保険料で1割として制度が発足しました。最初の2008年に10%であった高齢者の負担割合が10.73%まで引き上げられています。日本共産党は後期高齢者医療制度はその仕組みとして、後期高齢者の人口と医療費が増加すればするほど保険料の値上げに直結しており、露骨な受診抑制をもたらす最悪の医療制度であると指摘してきました。後期高齢者医療は直ちに廃止し、元の老人保健制度に戻すことを求めまして反対討論といたします。

**○議長 小田 武人君**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 小田 武人君**

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第11、認定第4号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

**○議長 小田 武人君**

賛成多数であります。よって、認定第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、認定第5号の討論を許します。妹川議員。

**○議員 5番 妹川 征男君**

妹川です。

平成28年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について。私は3月議会予算においてもこの

問題については反対しております。28年の3月ですね。これはなぜかと言いますと、指定管理者納入金が、平成26年度6,000万円、国民休暇村サービスですね。そして27年度はマーチャントバンカーズ、3,672万円、平成28年度は約2,540万円と。要するにこの7,000万円とか、6,000万円とかいうふうには、指定管理納入金が入っていたわけですが、28年度については、一般会計繰入額が、27年度は6,200万円だったものが、28年度は1億200万円に増額されています。これは、そういう指定管理者納入額、グリーンハウスからの納入金が2,500万円とこういうふうになる計画をですね、やはりもう少し町としては、売上高の向上とか、経営の合理化とかそういうような形で進めていかないと非常に経営が成り立つことがなくなると。今度の一般質問においてもですね、一般納入金は2,540万円で、結局は、しかもグリーンハウスは赤字であると。経営をすればするほど納入金は入れなければならないし、赤字になっているというようなことであればですね、やはり後3年残された指定管理者制度からですね、直営方式なり、もう少しその方策を考える必要があるのではないかということの問題提起としてですね、行ったわけですが。どうしても、こういうふうな状況になってきていることに対して、非常に危機感を私は感じております。いろいろと頑張っておられるんでしょうけども。そういう問題意識を持っていただきたいと。もう直営方式にするのか、直営方式にしなくても職員を今あるグリーンハウスに副支配人としてでも参入させると。派遣するとかですね、何かそういう対策をですね、とっていただきたいと。そういう意味で反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第12、認定第5号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、認定第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第13、認定第6号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第13、認定第6号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第14、認定第7号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第14、認定第7号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、認定第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第15、認定第8号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第15、認定第8号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第8号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第48号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第16、議案第48号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第48号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、発議第4号の討論を許します。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

こちらの意見書ですが、所管の総務財政委員の総意のもと、刀根議員から提出され、私も賛同する賛成者として名前を連ねておりますので、一言述べさせていただきます。

傍聴者にわかりやすく説明すると、道路の修繕や整備する事業に対し、国から補助金が出ています。今、特別に時限措置により、町道なら平成26年度末までは10分の7、7割まで国が負担します。来年度からは10分の5以内、半分にまで以前のように戻ってしまいます。これを継続してくださいという意見書です。これがなされなければ、これから芦屋町の負担がふえちゃいますという内容です。これはもちろん満場一致であるべき案件だと思います。反対される方はいないと思いますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

反対します。まあ反対と言うよりかね、これは、そういうことで、議員立法で、ことし、今年度いっぱい。来年度からということですが。我が町はここに書いてあるように、道路は少し悪くなっても死活問題には陥らん。ただ、我々は今、災害、ことしも、つい最近も大分で水害が発生しておりますね。そういうところに国はそれこそ議員立法でもって、もっとお金を出す。してやらんと、いつ我が芦屋町もそういうことになるかもわからん。ですから、議員立法というのは、多分、我々自由民主党の国会議員が提案して、公明党さんも賛成してできた。今ちょっと考えを変えてね、この何もないところまでその議員立法のこの道路予算案を延長するということは、我々は今、ちょっと考えないかん。そういうことで、困ったところには、どんと出してやるような意見書なら、我々は賛成しますが。こういうことは、1回、国会議員の先生方にもお願いして、少し考えて、またぞろ日本の国が落ちついたときには、そういう考えも持っていこうということで、我々は今、この意見書を出すには反対をいたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。

今、田島議員がおっしゃった分について、少し補足をしながら、賛成したいと思います。

今、この道路財特法時限立法なんです、その時限立法が切れてしまうと、道路法、基本法と言われているものなんです。芦屋町は地方道と、まあ地方ですから地方道、10分の5、まあ工事を、修復するなり、側溝等道路に関するそれから橋の問題ですね。そういうものも古くなっておりますから、道路等を改善しなければならない時期に来ているのもあると思いますが。そうすれば、時限立法がなければ、10分の5以内、だから例えば、1億かかればですね、5,000万円ないしは3,000万、2,000万円ぐらいしか補助金が出ないけれど、この道路財特法については、1億の道路であれば6,000万、多く見積もれば7,000万円というお金が出ていたということですね。ちなみに、28年度は芦屋町の道路に関する新しい道路をつくる際には、約60%の補助があったと。29年度は58.3%というようなことで、補助があるわけ、交付金といいますか、補助金があるわけですから。その分をですね、また教育費や福祉のほうに回せるというようなことで、ぜひですね、これは時限立法ですけれども、30年以降もですね、延期していただきたいという、これも執行部のお願いでもありましょうし。私たち議員としても、それを支えるという意味でですね、やっぱりまた、地方創生にも全力を上げていこうとしているときに、やはりこのパーセントが減じられるとですね、計画がなかなか難しくなっていくのではないかと考えています。そういう意味で、地方が必要とする道路整備予算を安定的に確保していただきたいと。そして、道路財特法による補助率等のかさ上げ措置について、平成30年以降も現行制度を継続していただきたいというような、私たちのまた執行部のお願いだと思っております。ぜひ賛同をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

この意見書に対して、議員立法として、芦屋町の道路をよくするという出されているということで。そういった点では賛成はいたしますが、ただ、この中身を見ますと、道路財特法を延長しようというふうなニュアンスになっています。道路財特法の中にはやっぱり道路特定財源の問題も含まれていると思います。今、これだけ国民生活、特に生活密着型の事業が厳しい状況になっている中で、道路ばかりにその予算を使っているのかという論議も国会や国民の中でもあります。特にこの中でも地域高規格道路の整備とか、そういったものもうたわれていますが、私はやはり一番必要なのは、地域に密着した生活道路、そういったものを整備することについて

の町として、自治体として予算を要望して、それを実現させていくという、そういった点では必要だと思いますが、あまり高品位な高速道路とか、そういった部分についてですね、やっぱりつくっていくということについては問題があると思います。ただ、やはり老朽化してきた、耐用年数が切れてきた、橋の整備、道路の整備、そういったものに使うことについては賛成いたしますので、そういった意見をつけて賛成いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第17、発議第4号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、発議第4号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出が 있습니다。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論、採決を終わります。なお、可決されました意見書は、議長から関係機関に送付いたします。

---

○議長 小田 武人君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第18、議案第49号を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

議会最終日、慎重な御審議、大変お疲れさまでございます。早速でございますが、本日追加提案いたしております契約議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第49号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく契約議案でございます。消防ポンプ自動車について、購入契約を締結するものでございます。

現在の車両は導入から15年が経過し、老朽化への対応が必要となったため、車両の入れかえを行うことで地域防災力の強化を図るものでございます。

以上、簡単であります。提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 小田 武人君

提案理由の説明は終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

日程第18、議案第49号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

議案書の9ページに入札結果表が出ております。この中で予算現額が2,326万7,000円、予定価格が1,999万8,800円、消費税抜きでこういうふうには決定されております。入札及び入札の価格につきまして、そこに表示、示されていますように、4者の事業所が申し込みされ、1回目不調、2回目は不調でなおかつ1者だけ辞退と。3回目も不調でまたさらに1者辞退ということで、厳しい条件の中でこの入札されたのかなど。それで予算価格の2,300万に対して、予定価格は約300万ぐらい減額されていますよね。この予定価格を定めた経緯というのがわかれば教えてください。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

消防ポンプ自動車というのは、シャーシ、艀装、それから取り付け品等ですね、各メーカーさ

ん、いろいろ事情があるようで、見積もりの段階でも金額的には200万から300万の差が出ておりました。予定価格については、その差の中で、調整をしまして、この程度でどうだろうということ、検討した結果がこの金額です。ちなみに予算額は消費税が入っていますので、実際の予算書上の予定価格の欄に入る数値としては、2154、2、154万程度の金額になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

確認いたします。予算額が消費税込みということですから、比較すれば予定価格が2、150万ということで、約200万弱の減額ということの理解でよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

消費税抜きにすると予算的には2、154万ですが、予定価格は1、999、ほぼ2、000万ですね。150万程度ということです。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

消防ポンプ自動車の前回購入された金額と、何年経過しているのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

購入したのが、経過して15年ぐらい経っております。購入価格としては、その当時1、626万4、500円という形で購入しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

お諮りします。日程第18、議案第49号については、総務財政常任委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまからしばらく休憩いたします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長 小田 武人君

再開します。

お諮りします。日程第18、議案第49号については、総務財政常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

それでは、委員会の報告をいたします。

報告第15号、芦屋町議会議長、小田武人殿、平成29年9月20日、総務財政常任委員会委員長、松上宏幸。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会は本日付託を受けた議案について、慎重審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号、議案第49号、議案内容、議案名、消防ポンプ自動車購入契約の締結について、満場一致で可決いたしました。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

す。

ただいまから討論及び採決を行います。

日程第18、議案第49号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第18、議案第49号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。

よって、議案第49号は、原案を可決することに決定いたしました。

---

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成29年芦屋町議会第3回定例会を閉会いたします。

長い間の御審議、お疲れでございました。

なお、11時50分から、全員協議会を開きますので、第3委員会室にお集まりくださるようお願いいたします。

午前11時42分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員